鞍岳鳥獣保護区鞍岳特別保護地区の指定について

- 1 鳥獣保護区特別保護地区の概要
- (1)鳥獣保護区特別保護地区の名称鞍岳鳥獣保護区鞍岳特別保護地区
- (2) 鳥獣保護区特別保護地区の所在地 菊池市
- (3) 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和5年(2023年)11月1日から令和15年(2033年)10月31日 (10年間)

(4) 指定面積

90ha

(5) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

当該鳥獣保護区は、菊池市にある鞍岳の東部に位置し、鞍岳の山頂付近にミズナラ、 アセビ等の広葉樹林、中腹にスギ、ヒノキの針葉樹林が広がっており、キジ、ヤマド リなど多様な鳥獣の生息が確認されている。

当該鳥獣保護区の中でも、鞍岳山頂からツームシ山山頂の区域はツバキ、サザンカ 等の広葉樹林等の原生的な自然が多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地 として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、鞍岳鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- 2 指定までの経緯
 - ・令和5年(2023年)7月21日 知事は、熊本県公告第451号により、当該特別保護地区の指定について公告。
 - ・令和5年(2023年)8月9日 知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第4項におい

て準用する第4条第4項の規定に基づき、環境審議会会長へ諮問。

- ・令和5年(2023年)8月15日環境審議会会長から、同審議会鳥獣部会部会長に付議。
- ・令和5年(2023年)9月6日~9月27日 環境審議会鳥獣部会において審議。その結果、諮問のとおり決議。
- ・令和5年(2023年)10月10日環境審議会鳥獣部会部会長から、環境審議会会長に対し、審議結果を報告。
- ・令和5年(2023年)10月27日環境審議会会長から、知事に諮問内容について「原案どおり適当と認める」との答申。
- ・令和5年(2023年)10月31日熊本県告示第797号で告示。

